

島田市新型コロナウイルス感染症対処方針（令和3年3月改定版）

令和3年3月30日

島田市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症については、令和2年12月下旬以降、市内における週単位の陽性確認件数は減少傾向に転じ、3月に入りさらに減少している。県は、流行期を「感染まん延期・前期」、警戒レベルを「レベル4（県内警戒、県外警戒）」として、下げ止まりしている感染の沈静化と併せて域内経済循環の取組を推進している。

市は、県の取組と連携しつつ、高齢者施設等における感染予防対策を一層強化するとともに、市民一丸となった感染拡大防止対策に加え、特に2月中旬以降は、社会経済活動の回復・維持も見据えた取組を進めてきた。また、国の方針に基づき、ワクチン接種体制の構築を進めている。

時期的特性上、県内・県外との往来を含め、人の流れや交流が活発化し、感染力の強い変異ウイルスの感染拡大も想定される中、首都圏を対象とした緊急事態宣言解除による気の緩みや様々な自粛疲れの反動等も懸念されるところである。

今後ともワクチン接種を含む感染予防対策の徹底を図り、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、更なる社会経済活動の回復を進める観点からも、対処方針を改定することとした。

1 現在の状況

(1) 県警戒レベル（3月28日現在）

警戒レベル	レベル4（県内警戒、県外警戒）
感染流行期	感染まん延期・前期
県内移動に関する行動制限	<ul style="list-style-type: none">● 3密回避等の感染予防策の徹底● 黙食の推奨● 家庭内感染予防策の実践● 飲食店でのクラスター発生防止と利用者の協力● 人流・交流が増える時期的特性を考慮した感染防止の徹底
県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限	「回避」：首都圏等8都府県 「特に慎重に行動」：1県 「慎重に行動」：16道府県 「注意して訪問可」：その他の県 静岡県への訪問についても、上記25都道府県は自粛又は慎重に行動。その他の県は、注意して訪問可

(2) 中部保健所管内の状況（3月28日現在）

ア 陽性確認件数 460件（新規件数は、1月中旬をピーク減少傾向）

イ 入院者数 7人、病床占有率 5%

(3) 島田市の状況（3月28日現在）

- ア 累計陽性確認者 74人。10万人当たりの件数は、県内でも相当少ない。
- イ 2月以降8週間の状況 平均1.6件/週。3月全体で4件。11月22日の週（10件）をピークに相当程度低く抑えられている。
- ウ 陽性確認累積件数全体では、若年層から高齢化層まで、ほぼ均等に陽性確認が分布しているが、1月以降は高齢者以外の陽性確認件数の比率が高くなっている。
- エ 家庭内感染が依然として多くを占める（35%）。施設内感染やクラスターは発生していない。感染経路不明件数は多くはない。過去に重篤化事例あり。

2 対応の基本的考え方及び重点対策

(1) 対応の基本的考え方

- ア 感染拡大の全国的・地域的動向を踏まえ、感染拡大予防については、「重症患者を増やさない」ことを主眼に取組を進めるとともに、3密回避、うがい・手洗い・消毒の励行等の新たな生活様式のさらなる定着を図る。
また、ワクチン接種の進捗による集団免疫獲得との相乗効果が得られるように努める。
- イ 収束まで相当な期間が見込まれるコロナ禍の下、感染拡大を予防しつつ市民生活や社会経済機能を維持するための行政機関での業務継続、事業所・各種団体等での事業継続に必要な取組を積極的に推進する。
- ウ 市民生活、生産基盤、雇用を維持するため必要な事業所や地域医療機関を存続させるための経営基盤を強化する取組を充実させる。
- エ コロナ禍を変革や創造の好機と捉え、感染収束後の社会経済体制の変化に適応し持続的発展につなげるための取組を先行的に進める。
- オ 上記取組を進めるとともに、南海トラフ巨大地震、大規模風水害等自然災害への対応を継続し、併せて今後予期される新興感染症への対応にも備える。

(2) 重点対策項目

ア 重症患者を増やさない感染対策

- ① 市民病院を核とした市内の医療体制を維持するために、医療機関での集団感染を予防するための措置を講じる。また、重症化リスクを軽減するために、高齢者や基礎疾患を有する人の、かかりつけ医での定期的な受診や一般市民の特定健診などの平常時の医療活動を停滞させないようにする。
- ② 重症化・重篤化リスクの高い高齢者等の社会福祉施設での集団感染を阻止するための措置を講じる。
- ③ 急激に高まっている家庭内感染による在宅の高齢者の感染リスクを軽減するための、手洗い・消毒等家庭内での感染対策の徹底を図る。
- ④ 高齢者に対するワクチン接種率70%以上を達成するよう努める。

イ コロナ禍での業務継続・事業継続

ウ 事業所、地域医療機関の存続

エ 感染収束後の新たな社会経済体制の変化への適応

オ 自然災害における新たな災害リスクや新興感染症への対応の備え

3 分野別の対応

(1) 対応体制

島田市新型コロナウイルス感染症対策本部体制を維持し、総合的な取組を推進するとともに、事態の急変への迅速かつ効果的な対応を容易にする。

また、ワクチン接種推進本部の取組と連動させる。

(2) 情報収集、サーベイランス

ア 国内外及び県内、中部地域での新型コロナウイルス感染症の発生状況、治療薬やワクチンの開発状況等について、適宜情報を収集し、島田市への影響度を分析・評価する。この際、変異ウイルスの感染拡大と厚労省通達に基づくPCR検査Ct値（新型コロナウイルス遺伝子増幅回数）の適正化の影響を考慮する。

イ 市内での感染者や濃厚接触者の状況は、県・中部保健所を通じてタイムリーかつ継続的に情報を入手する。

ウ 感染者の特定をより円滑に行うため、県からの業務委託により、8月26日から運用開始した地域外来・検査センターの機能を最大活用するとともに、医師会等の協力を得て、可能な範囲で検査体制強化の取組を進める。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

① 感染判明に関する情報及びワクチン接種に関する情報、市の対応、国・県の支援制度等について、広報しまだ、市ホームページ、LINE（対応分野別情報）、ツイッターへの掲載 及び相談窓口での対応により、タイムリーに情報発信を行う。また、個人情報保護や風評被害等に留意しながら、必要に応じて報道機関への情報提供を行う。

② ワクチン接種を含む緊急かつ重要な情報については、市長からの緊急メッセージ（動画、文書、同報無線等）を発信し、直接市民に呼びかけることで情報への信頼度を高めるとともに、市民としての望ましい行動を促す。

③ 外国人に対する多言語での情報発信は、ホームページでの外国語変換機能の活用を促すとともに、必要に応じて個別分野での対応を行う。

ワクチン接種のコールセンターは5か国語の多言語対応で運用する。

イ 相談窓口

① 一般市民による案件ごとの相談は、引き続き市役所各課の相談窓口で対応する（市HP掲載）。

② 新型コロナウイルス感染に関連した子育てに関する相談や福祉施設での感染症対策の相談・保健師の派遣等の個別の対応も継続実施する。

③ 発熱等の場合の相談窓口は、県指定の発熱等受診相談センターで対応する。

④ 地域外来・検査センターを有効に活用していくため、新型コロナウイルス

感染が疑われる市民の相談窓口として、かかりつけ医や近隣の診療所（島田市医師会・榛原医師会）における受診相談を実施する。

- ⑤ 3月20日から開設しているワクチン接種のコールセンターにおいては、接種予約開始までの間、事前相談対応を実施する。（県の方針によれば、高齢者のワクチン接種は、5月連休明けから本格的に実施する見込み）
また、ワクチン接種副反応に関する県の相談窓口について、周知を図る。

(4) 感染予防・まん延防止措置

ア 市民及び家庭での対応

- ① 家庭内感染、特に同居する高齢者への感染を予防するための生活様式の実践
- ② 職場、外出時、イベント・行事・会合の出席時、飲食時における3密回避処置、マスク着用・手指消毒等の衛生対策の実践
- ③ 感染拡大地域との行き来（本人・家族・親戚・知人・友人等）は、県の警戒レベルに応じた呼びかけに準じて対応
- ④ 免疫力の維持・向上のために、適度な運動、バランスのとれた食事、十分な休息・睡眠、規則正しい生活習慣を心がける。
- ⑤ 3密回避や衛生対策が十分に行われている飲食店の利用に努める。
- ⑥ 「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり」の感染リスクが高まる「5つの場面」での行動について注意喚起を行う。特に会食時のこまめなマスク着用に努めることや会話を控えた会食（黙食）を呼びかける。
- ⑦ その他「新しい生活様式」の実践例を参考として日常生活を送る。
- ⑧ 新型コロナ接触確認アプリ「COCOA」を積極的に活用する。

イ 事業所等の対応

- ① 業界団体での感染予防マニュアル等を参考に、事業所としての職場内での感染予防策を徹底するとともに、時差出勤やテレワーク等、できる範囲での取組を進める。
併せて、従業員の平素の健康管理や定期健康診断を確実に実施する。
- ② 従業員に感染者が発生した場合の、従業員の治療及び家族の看護のための休暇取得への配慮
- ③ 感染者発生時の対処、調査や消毒のための一時休業（部分休業）と企業としての事業継続措置の実施

ウ 公共施設の利用

- ① 3密回避対策や出入時の消毒・マスク着用・検温等の衛生対策を徹底する他、国・県によるイベント開催制限の指針に基づく人数制限、必要に応ずる施設内の一部機能の利用制限を行いつつ、施設の設置目的に応じた利用とする。

この際、市役所及び支所に設置した体温検知システム等を有効活用する。

- ② 公設の一部観光施設については、当面、「静岡県新型コロナウイルス感染症に関する対応指針〈宿泊施設・観光施設用〉」に基づく感染拡大防止対策を講じながら、国・県・市の事業者支援キャンペーンを最大限に活用して営業活動を継続する。なお、宿泊施設においては、感染拡大地域からの宿泊者に留意する。
- ③ 施設利用者や従業員等に感染者が発生した場合等の休業は、利用者の安全確保のために真に必要な場合に限って、限定的かつ一時的に行う。この際、当該施設の利用目的や利用者の特性、休業した場合の影響と代替手段確保の必要性等を十分に考慮する。

エ 小中学校における対応

- ① 感染防止に関する文部科学省及び市で策定したマニュアルに基づき、学校内での児童生徒及び教職員の感染防止対策を徹底し、教育活動を継続する。
学校行事については、関係する地域や校内等における感染状況等を考慮してその都度、実施の有無や実施方法等を検討する。
- ② 児童生徒及び教職員に感染者が発生した場合等の休業は、児童生徒及び教職員の安全確保のために必要に応じて行う。
- ③ 放課後児童クラブの対応は、小学校に準ずる。ただし、小学校が一時休業となった場合は、開所ニーズが高まることもあることから、個別の状況に応じた対応を検討する。

オ 保育所等における対応

公営施設は次のとおり対応するとともに、民営施設に対しても同様の対応を要請する。

- ① 感染防止に関する衛生管理マニュアル及び市で策定したマニュアルに基づき、保育所内での園児及び職員の感染防止対策を徹底し、運営を継続する。
- ② 園児及び職員に感染者が発生した場合の休業は、保護者への影響が極めて大きく、園児の安全確保のために真に必要な場合に限って、限定的かつ一時的に行う。状況により、休業ではなく、登園自粛要請で対応する選択肢も検討する。

カ 社会福祉施設の対応

公営施設は次のとおり対応するとともに、民営施設に対しても同様の対応を要請する。

- ① 感染予防マニュアルに基づき、入所型施設については緊急やむを得ない場合を除く面会の制限、納入業者の行動限定、職員の衛生管理、施設内の消毒及び入所者の健康管理等の対策を継続する。
- ② 市は県と連携し、特に比較的規模の大きい高齢者福祉施設を重点対象に、より効果的な感染防止対策や衛生対策についての研修や助言の実施などの必要な支援を行う。
- ③ 入所型の福祉施設は、利用者や職員の中から感染者が発生したときは、当

該感染者との生活空間等の区分けを行うとともに、症状出現2日前からの接触者リスト、利用者のケア記録（体温、症状等がわかるもの）、直近2週間の勤務表、施設内に入入りした者等の記録の確認や、入所者及び職員の検査の実施等により、感染者及び濃厚接触者の有無を迅速に把握する。

また、通所型、訪問型併設の福祉施設について、さらなる感染拡大を防止するために臨時休業等する場合は、利用者に対し適切な代替サービスの提供が行われるよう検討する。

- ④ 市は、上記に係る県の対応に積極的に協力するとともに、当該施設の感染対策強化や施設運営継続について、必要な支援を行う。
- ⑤ 高齢者施設等の従事者が業務上の理由で感染拡大地域を訪問した場合における、事業者が負担するPCR検査費用の一部を助成する。

キ イベント・会合等の開催

- ① 「静岡県イベント開催における感染防止指針」を踏まえ、3密回避対策及び出入時の消毒・マスク着用・検温等の衛生対策の徹底、並びにイベントの形態や種別に応じた感染防止対策を講じたうえで開催する。

また、全国的・広域的なイベントの開催時には、来場者の居住地におけるガイドライン・対処方針等を踏まえた上で、ご来場の検討をいただくように呼びかけを行うとともに、その際の情報発信の内容に留意する。

- ② 市が主催する行事・会合・講演会等の開催については、その目的や効果等の必要性、感染予防対策の徹底可能性及び社会的影響度を十分に検討する。

開催に当たっては、3密回避等の感染予防を含めた各種衛生対策を徹底するとともに、感染リスクを最小限に抑える実施要領を最大限工夫する。

また、行事等終了後、その目的達成度や感染予防策の徹底状況を検証し、新型コロナウイルス感染状況収束後の行事開催のノウハウを蓄積する。

- ③ 地域限定のイベントや会合は、地域活性化・地域コミュニティの強化・防災対策・見守り効果のほか、コロナ禍でのストレス解消による免疫力向上の効果が見込まれることも考慮し、3密回避対策や衛生対策を徹底した上で、努めて少人数・短時間で開催する。この際、参加範囲を確認することに努める。

市として、地域でのイベント開催に伴う感染防止対策について、要望に応じて相談を受け、助言を与える等の対応を行う。また、感染予防策として活用するために、自治会備付用の非接触型体温計を貸与する。

ク 関係法令改正に基づく対応

感染症法、新型インフルエンザ等特別措置法の改正に基づく「まん延防止等重点措置」等への対応は、感染拡大の状況や市の社会経済活動に与える影響等について、県と慎重かつ十分な検討を重ねたうえで具体的措置を講ずる。

(5) 医療体制

ア 市民病院の対応

- ① 新型コロナウイルス感染症に対応する診療体制を整備し、感染症指定医療

機関として、地域において求められる役割を果たしていく。

- ② 病院の特性を踏まえた組織的・総合的な感染防止対策を講じつつ、外来・入院診療を継続する。
- ③ 今後の医療ニーズへの対応
コロナ禍の影響を最小限に抑え、予定どおり令和3年5月に島田市立総合医療センターを開院する。

イ 島田市地域外来・検査センター

PCR検査体制強化のため、県の業務委託として、島田市地域外来・検査センターの運用を継続する。

ウ 高齢者または基礎疾患を有する者が高齢者施設等へ新規に入所する場合、希望によりPCR検査を無償で実施し、重症患者とクラスターの発生を防止することで医療提供体制の確保を図る。

エ 新型コロナウイルス感染者周辺検査事業（幼稚園・保育所、学校及び高齢者施設等（以下「施設等」という。）で新型コロナウイルス感染者（以下「感染者」という。）が発生した場合等において、保健所長が濃厚接触者として特定した者以外で、当該感染者と接触した疑いがあるもの（以下「周辺者等」という。）を対象に唾液を用いたPCR検査を市が無償で実施することにより、施設等内での感染拡大防止の徹底及び市民の不安解消に寄与する。

(6) 市民生活・社会経済体制の安定確保

ア 市役所の業務継続

- ① 市役所全体として、また市民対応窓口や出先機関の特性に応じて、3密回避対策や衛生管理対策等の感染予防策を徹底しつつ、業務を継続する。
- ② 感染拡大の状況に応じ、重点的に対応すべき業務等への職員の一時的な配置を行うほか、時差出勤、在宅勤務、執務室の分離等の感染防止策を実施する。

イ 事業所の事業継続

- ① 事業所は、職場における感染防止措置を強化するとともに、事業継続計画等に基づき事業を継続する。

特に、災害対応における指定公共機関に指定されている事業所に対しては、従業員の感染状況等に応じ、重要な業務を維持・継続するため、それ以外の業務を縮小・中止し、維持すべき業務に係る要員や資材を確保するよう要請する。

- ② 中小事業所で、事業継続計画を策定していない事業所に対し、自然災害を含めて様々なリスクに対応するための一助として、事業継続計画や事業継続力強化計画等の策定を推奨するとともに、市として資金面のみならず計画策定と体制整備についての相談にも対応する。
- ③ 感染拡大の状況を見極めつつ、市内での消費喚起や市民による市内観光の呼びかけの他、かかりつけ医での定期受診等、市民でできる消費拡大の動きを呼びかける。

ウ その他

- ① 事態の急変や緊迫に伴い、適宜、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう呼びかける。
 - ② 感染性廃棄物の処理について、関係事業所及び家庭でのゴミとしての適切な処理を呼びかける。
 - ③ インターネット上で流布している根拠のない断片情報の拡散や、感染者や医療関係者に対する誹謗・中傷、偏見・差別意識が生じないよう、根拠に基づいた正しい情報を発信するとともに、繰り返し呼びかけを行う。
- (7) 災害時における新型コロナウイルス感染症対策等
- ア 感染症対策を考慮した避難所開設・運営要領の普及
令和2年8月に改訂した避難所運営マニュアル、啓発用DVD及び戸別配布のパンフレットを活用した講話や防災訓練を通じて避難所運営手順の確認を促す等、新たな避難所開設・運営要領の普及・定着を促進する。
- イ 避難所用の備蓄物資の充実
非接触型体温計、消毒液、マスク等の衛生対策用品のほか、パーティションルーム（テント）、簡易ベッド、大型扇風機、アクリル仕切り板、フェイスシールド等の3密回避用品の指定避難所への備蓄を促進する。
- ウ 避難先（場所）の選定・確保
- ① 避難行動は、安全確保が目的であり、指定避難所に移動するよりも、自宅の2階以上への垂直避難、親戚・知人宅への縁故避難、地区集会所への自主避難等、確実に身の安全を確保できる避難行動を選択すべきことを、継続して普及啓発する。
 - ② 想定避難者の規模に照らし、現行の指定避難所での受入れが困難な指定避難所について、予備の避難所の確保・指定について調整を進める。
- エ 家庭での消毒用アルコール使用頻度が多くなる中、ストーブ等の暖房器具の使用と相まって火災発生リスクが高まることから、継続して注意喚起する。
- (8) 感染収束後の新たな社会経済体制の変化への適応
- ア [新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業及び令和3年度予算に基づく新たなビジネススタイル構築支援、移住定住促進事業等の経済対策及びDX（デジタルトランスフォーメーション）関連事業](#)を着実に推進する。
- イ 市民や市内事業所自らが新たな事業を創出し展開するきっかけとなる場を提供し、補助金に頼らない持続性のある事業展開につなげる。

3 今後の検討課題

国・県との連携の中で市としての対応が求められるもの。

- (1) 事態収束の明確な時期が未だ見通せない中で、[変異ウイルス等による](#)感染拡大が続いた場合に増加が見込まれる自宅療養者や濃厚接触者への対応策

- (2) (1)に加え、高齢者施設や医療機関スタッフの感染リスク軽減のためのPCR検査・抗原定量検査の必要性やその実施要領
また、医療・介護職に従事するスタッフや保健所職員の負担軽減のための対策
- (3) ワクチン接種体制構築推進とワクチン確保状況及び16歳以下に対するワクチン接種の要否決定等、状況の変化に応ずる柔軟な接種体制の運用。また、接種率70%を達成するためのワクチン接種促進策
- (4) 今後の経済・市民生活への影響を注意深く見極め、国・県と連携した切れ目のない社会経済活動回復施策を迅速かつ機動的に実施